

「大学教育・学生支援推進事業」学生支援推進プログラム 及び就職支援推進プログラムの評価に関する要綱

平成23年2月2日制定
平成24年1月11日改正

独立行政法人日本学生支援機構理事長 決定

（目的）

第1条 本要綱において、学生支援推進プログラム及び就職支援推進プログラム（以下「本プログラム」という。）の評価を行うために必要な事項を定める。

（プログラム評価の目的）

第2条 本機構が行う本プログラムの評価は、以下の各号を主たる目的とする。

- （1）評価結果の活用を通じて、大学等の学生支援及び就職支援等の更なる向上に役立てること。
- （2）評価結果及び優れた取組を大学はもとより広く社会に情報提供すること。

（プログラム評価の対象・時期）

第3条 財政支援が終了した本プログラムについて、財政支援期間終了年度の次年度に評価を行う。

（実施体制）

第4条 本プログラムの評価は、学生支援推進プログラム評価委員会（以下「委員会」という。）で審議し確定する。

- 2 委員会は、平成23年度中に評価に必要な事項を決定し、該当する大学等へ通知する。
- 3 本機構は、本プログラムの評価を行うために、評価員規則第2条の規定に基づき評価員を委嘱する。
- 4 前項の評価員に関する事項は、評価員規則で定める。
- 5 評価員は、以下の各号に掲げる当該大学の本プログラム評価業務には従事できないものとする。
 - （1）当該大学の卒業者
 - （2）当該大学に専任、又は兼任として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
 - （3）当該大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
 - （4）当該大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画、あるいは過去5年間以内に参画していた場合
 - （5）当該大学の競合する近隣の大学の関係者
 - （6）その他委員会で不適当と認める者
- 6 1チーム3人の評価員（うち1名が主査）で評価チームを組織し、25校程度を担当する。

(評価案の作成)

- 第5条 評価チームは、大学等から提出される自己点検報告書に基づき、評価の結果を取りまとめた評価チーム案を作成し、各チームの主査が委員会に報告する。
- 2 委員会は、評価チームから提出された評価チーム案を審議し、必要に応じチーム間の調整を行い、委員会評価案を作成する。

(評価案の通知)

- 第6条 本機構は、委員会で作成した評価案を当該大学へ通知する。

(評価案に対する意見申立て等)

- 第7条 大学等は、委員会評価案に対して、事実誤認等により見解の相違がある場合、通知を受けた日から2週間以内に意見の申立てを行うことができる。
- 2 前項の意見の申立てを行う大学等は、本機構理事長あてに意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。
- 3 委員会は、当該申立て内容について、該当する評価チーム主査から意見を聴き、再度審議した上で申立てがあった大学等と意見の調整を行う。

(評価の確定)

- 第8条 委員会は、前条第3項に規定する調整を行った後、最終的な評価を確定する。

(実地視察)

- 第9条 委員会は、審査した本プログラムの中で優れた取組を広く社会に情報提供するため、実地視察を行う大学を選定する。
- 2 評価チームは、委員会が選定した大学等の実地視察を行い、実地視察報告書を作成し、委員会へ提出する。
- 3 委員会は、評価チームから提出された実地視察報告書を基に優秀校を確定する。

(評価結果報告書並びに実地視察報告書の作成及び提出)

- 第10条 委員会は、第8条に規定する評価の確定をした場合には、速やかに評価結果報告書を作成し、本機構理事長に提出する。
- 2 委員会は、前条第3項に規定する優秀校を確定した後、優秀校実地視察報告書を作成し、本機構理事長に提出する。

(評価結果の報告)

- 第11条 本機構は、委員会から提出された評価結果報告書並びに優秀校実地視察報告書を速やかに文部科学大臣へ報告する。

(雑則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。